

会員の方へ

令和 6 年能登半島地震に伴う学会年会費免除について

大規模災害により被災された会員の方々への支援のため、日本災害看護学会定款施行細則（会費）第 2 条 4）に基づき、下記のように、会費の免除の申請を受け付けます。

1. 年会費免除の対象者

大規模災害における被災者生活再建支援制度対象者にあたる被災世帯、下記の①～⑤のいずれかに該当する個人会員です。

- ①住宅が「全壊」した世帯
- ②住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤災害により失職したり、収入が大幅に減額した場合

ただし、多数の申請がある場合、その都度、理事会で検討し対象者を決定いたします。

2. 年会費免除の額

当該年度年会費（7 月 1 日～6 月 30 日）を全額免除します。

（既に会費納入されている場合は、申請年度の次年度の会費納入を免除します）

3. 免除の申請手続き

下記の申請書類を同封し、日本災害看護学会事務所宛てに郵送してください。

- ①様式（1）大規模災害に伴う学会年会費免除申請書
- ②罹災証明書等の写し

4. 申請期間

申請は、随時、受け付けます。

ただし、会費免除の可否についての通知は、理事会の開催に合わせて検討するため、一定期間を要する場合があります。

5. 災害の規模など

激甚災害に相当する災害とします。

災害の種類は特に指定しません。

6. 個人情報の取り扱い

送付いただいた個人情報については理事会のみで使用し第三者に提供することはありません。

様式 (1)

大規模災害に伴う学会年会費免除申請書

申請日	西暦	年	月	日	(記載不要) 受付日	No_
申請者のお名前						
会員番号 (ID)						
現住所	〒					
ご連絡先 電話番号						
メールアドレス						
ご所属						
申請理由	により被災しました。					
その他特記事項						
本年度分の会費 納入状況	納入済み ・ 未納					
添付書類	☐ 罹災証明書等の写し ☐ その他 ()					

【郵送先】

T 170-0013

東京都豊島区東池袋2丁目39-2-401号

(株) ガリレオ 学会業務情報化センター内

日本災害看護学会事務所

TEL : 03-5981-9824